

「2021年3月ダイヤ改正について」提案を受ける！②

要員関係

今回の提案では**運転士、車掌それぞれの標準数が示されず！！**
 区所ごとの「乗務職合計」の標準数が示された。
 (運転士・車掌は「枠数」のみ示される)

区所別	関係職	標準数	増減	運転士	車掌
土浦運輸区	乗務	137	±0	42→42	41→41
水戸運輸区	乗務	94	△32	41→34	31→18
勝田運輸区	乗務	149	±0	45→45	39→39
いわき運輸区	乗務	80	△3	25→25	20→18
原ノ町運輸区	乗務	65	±0	21→21	17→17
水郡線営業所	乗務	41	+12	10→15	6→8

その他提案

就業規則第48条別表第1に定める乗務主務、乗務主任、乗務指導係、乗務係については就業規則第48条別表第1に定める各業務に関する必要な教育を行ったうえで、**順次、担当業務間の相互運用を行う。**

議論

現段階で、具体的に示すものは無いが企画部門社員の兼務発令での乗務など、これまでも就業規則に記載されているものであるが、働き方改革を推進していくうえで、今回改めて提案した。

運転士・車掌の混み運用まで視野に入れているのか！？

効率化だけでは危険すぎる！

安全な列車運行と“いのち”を守れる職場環境を！